

令和2年3月2日

支部会員 各位

 東京税理士会麹町支部
 支部長 近藤 正邦

申告期限の延長に伴う国税関係申請手続き等について

表題の件につきまして、現時点での取扱いを下記のとおりお知らせします。

記

《申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限》

税 目	申 告 期 限		納付期限		振替納税（振替日）	
	法 定	延長後	法 定	延長後	当 初	変更後
申告所得税	3月16日	4月16日	3月16日	4月16日	4月21日	延長予定
個人事業主の消費税	3月31日	〃	3月31日	〃	4月23日	〃
贈 与 税	3月16日	〃	3月16日	〃	—	—

（注）振替納税の振替日は、国税庁より発表され次第、会員宛てご連絡します。

《申告期限の延長に伴う諸手続きの届出期限について》

《規定により、提出期限が「申告期限まで」となっているもの》

⇒ 延長後の申告期限に連動します。

例：減価償却資産の償却の方法の選定

相続税精算時課税の選択

《規定により、提出期限が「3月15日まで」となっているもの》

⇒ 現時点での延長発表はありません。

但し、今後の情勢によって変更があった場合は、別途、周知します。

例：青色申告承認申請書 財産債務調書

減価償却資産の償却の方法の変更手続きほか